

平成 30 年度地域福祉活動公募助成事業実施要領

1 目的

本事業は、地域の身近な福祉課題の解決に取り組む団体等が実施する「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」活動に必要な事業経費の支援を行うことにより、地域福祉の推進を図る。

2 助成対象及び助成額

(1) 助成対象団体

地域福祉向上を目的に活動している福祉関係団体、ボランティア団体、町内会等及び社会福祉施設

(2) 助成対象事業

- ① 「安心・安全のまちづくり」及び「地域活性化」を目的とする事業
- ② 「地域の福祉課題」を解決することを目的とする事業
- ③ 社会福祉施設の機能を活用した施設独自の事業（社会福祉施設のみ）

(3) 助成額及び助成率

- ① 予算枠 300 万円の範囲内で助成する。なお、申請額は万円単位（千円単位以下切捨て）とする。
- ② 助成限度額：1 団体・法人につき 50 万円以内とする。
- ③ 助成率：総事業費の 75%以内とする。

3 助成対象外事業・団体について

次に該当する事業・団体は、共同募金の助成対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、もしくはその責任に属するとみなされる事業・団体
- (2) 対象が政治、宗教、特定の団体等の関係者に限定し、一般に開放せず当該団体等の構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的性格が明らかでない事業・団体
- (3) 経営の基礎、管理の状況等が不十分で、地域の寄付者から信頼されていない事業・団体
- (4) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、特定の団体等の運動の手段として行う事業
- (5) 助成による効果が期待できない事業及び介護保険法による収益を伴う事業等、助成金以外の収入が期待され、これによって実施することが適当と認められる事業
- (6) その名称の如何に関わらず、営利を目的として行っているとみなされる事業
- (7) 事業開始後満 1 ヶ年を経過しない団体

ただし、地域福祉推進のための先駆的・開拓的事業等、特に必要と認められる事業を実施しようとするもの、及び緊急に必要と認められる事業を開始しようとする場合で、将来に渡り当該事業を継続できる見込みがあるものについては、配分委員会から承認された場合はその限りではない。

- (8) 当該年度において、共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施し、又は実施しようとする団体
- (9) 国、地方公共団体、公益財団法人 J K A、公益財団法人日本財団及び公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の補助を受けて実施する事業

4 募集期間

平成 30 年 4 月 23 日（月）～5 月 25 日（金）

5 助成の手続き

(1) 申請書の受付及び提出書類

助成金の交付を受けようとする法人・団体は、次の書類を市町村共同募金委員会に提出するものとする。

- ① 共同募金助成申請書（様式第 1 号）
- ② 助成申請事業の概要（別紙_A の 1）
- ③ 定款又は会則等
- ④ 当該年度事業計画書・収支予算書
- ⑤ 前年度事業報告書・収支決算書
- ⑥ 実施事業の見積書、製品カタログ
- ⑦ その他本会が特に必要とする関係書類

(2) 助成決定

助成決定については、申請内容を審査のうえ、助成計画に基づき、平成 31 年 3 月開催の理事会及び評議員会において助成の可否及び助成額を決定した後、申請した者に通知する。

また、助成金の交付については、助成決定通知の後に交付する。

(3) 完了報告

助成事業が完了したときは、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」第 13 条に基づき、事業完了報告書（様式第 3 号）を本会に提出すること。

6 留意事項

- (1) 助成申請は 1 法人・団体につき 1 事業とする。
- (2) 募金総額と申請総額の調整等により、助成率が下がる場合がある。
- (3) 町内会等が実施する事業に対する助成については、当該市町村社会福祉協議会と調整をする。
- (4) 助成申請者は必要に応じて、配分委員会開催時に申請事業の内容を説明しなければならない。（プレゼンテーションの実施）
- (5) その他、本要領に定めのない事項については、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」によるものとする。

附則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。